

## 生駒市条例第 17 号

生駒市国民健康保険税条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成 21 年 3 月 31 日

生駒市長 山下 真

### 生駒市国民健康保険税条例の一部を改正する条例

生駒市国民健康保険税条例（平成 12 年 3 月生駒市条例第 7 号）の一部を次のように改正する。

第 15 条第 2 項を削る。

附則第 3 項中「第 15 条第 1 項」を「第 15 条」に、「同項」を「同条」に改め、附則第 4 項、第 6 項、第 9 項及び第 11 項から第 13 項までの規定中「第 15 条第 1 項」を「第 15 条」に改める。

#### 附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。

（経過措置）

- 2 改正後の生駒市国民健康保険税条例第 15 条の規定は、平成 21 年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、平成 20 年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。